

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 2 月 25 日

火 曜 日

号 外

目 次

公営企業管理規程

○富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程

1

管 理 規 程

富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成26年 2 月 25 日

富山県公営企業管理者 飯 田 久 範

富山県公営企業管理規程第 1 号

富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局会計規程（昭和41年富山県電気局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 9 章 予算（第116条—第121条）
第10章 決算（第122条—第125条）」 を

「第 8 章の 2 引当金（第115条の 2）

第 9 章 予算（第116条—第121条）

第10章 決算（第122条—第125条）

に改める。

第10章の 2 報告セグメントの区分（第125条の 2・第125条の 3）

第10章の 3 リース取引の会計処理（第125条の 4・第125条の 5）」

第 1 条中「第 1 条」を「第 2 条」に改める。

第92条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が 1 年以上で取得価額が 10 万円以上のものに限る。）

キ リース資産（管理者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（管理者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1 年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第94条の2第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第98条第1項各号列記以外の部分中「執行」を「施行」に改め、同項第1号中「及び」を「又は」に改める。

第110条第1項中「立木並びに」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第112条中「第8条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第113条中「第8条第3項」を「第15条第3項」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第115条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全企業職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

第116条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第123条第3号中「退職給与引当金、修繕準備引当金及び濁水準備引当金の計上」を「繰延収益の償却」に改め、同条第4号中「繰延勘定の償却」を「資産の評価」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第125条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第125条第1項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第10章の次に次の2章を加える。

第10章の2 報告セグメントの区分

(水道事業の報告セグメントの区分)

第125条の2 水道事業の報告セグメントの区分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 西部水道用水供給事業
- (2) 熊野川水道用水供給事業
- (3) 東部水道用水供給事業

(工業用水道事業の報告セグメントの区分)

第 125 条の 3 工業用水道事業の報告セグメントの区分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工業用水道事業
- (2) 工業用水道事業に附帯する事業

第 10 章の 3 リース取引の会計処理

(重要性に乏しいリース物件に係る取引の会計処理方法)

第 125 条の 4 リース物件に重要性が乏しいと認められるときは、施行規則第 55 条の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理方法)

第 125 条の 5 所有権移転外ファイナンス・リース取引（前条に係るものを除く。）の会計処理は、施行規則第 55 条の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。

第 128 条中第 54 号を第 55 号とし、第 53 号の次に次の 1 号を加える。

- (54) 資金予算表 様式第 46 号の 2

様式第 13 号中

そ の 他 〔所在地・地番〕 〔登記日等〕				取得価格 (消費税)	()	
納 入 先				調整額		
年度	決算日	取得価格	減価償却明細			処分
			償却費	償却累計	帳簿価格	

を

そ の 他 〔所在地・地番〕 〔登記日等〕		取得価格	
補助金等情報		補助金等	
取得工事情報			

アロケ資産 番号情報						
年度	決算日	取得価格 (補助金等)	減価償却明細			処分
			償却費	償却累計	帳簿価格	

に改める。

様式第18号中

許可年月日 及指令番号	年 月 日 第 号	借 入 年 月 日	年 月 日
----------------	--------------	--------------	-------

を

同意・届出・ 許可年月日 及同意・許可 番号	年 月 日 第 号	借 入 年 月 日	年 月 日
---------------------------------	--------------	--------------	-------

に改める。

様式第46号の次に次の1様式を加える。

様式第46号の2

資金予算表

区 分	科 目 別	執 行 済 額	翌 月 予 定	翌々月予定
収 入				
支 出				
差 引				

注 現金に関係のある科目別によること。

別表第1勘定科目表電気事業の項中、資産 1 固定資産のうち、

	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
	れんが造	石造、ブロック造及び土蔵を含む。
	金属造	鉄骨造
	木造簡易建物	木骨モルタル造を含む。

を

			鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
			鉄骨造	
			れんが造	石造、ブロック造及び土蔵を含む。
			木造	木骨モルタル造を含む。
			簡易建物	
			雑設備	

に、

		諸装置		発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であつて、上記の各目に該当しないものを整理する。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
			通信電灯	建物に附属する電燈電力装置を除く。
			電力装置	

を

		通信機械装置		
			搬送結合装置	
			搬送送受信装置	
			電源装置	
			諸機械装置	
		諸装置		発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であつて、上記の各目に該当しないものを整理する。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
			通信電灯電力装置	建物に附属する電燈電力装置を除く。

に、

			雑装置	本目の他の節に該当しないものを整理する。
--	--	--	-----	----------------------

を

		空中線施設	雑装置 空中線	本目の他の節に該当しないものを整理する。
--	--	-------	------------	----------------------

に、

		無形固定資産		水利権、借地権、地上権、特許権及び施設利用権等の種類別に節を設けて整理する。
--	--	--------	--	--

を

		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		無形固定資産		水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、リース資産等の種類別に節を設けて整理する。

に、

		建物		「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。
--	--	----	--	-----------------------

を

		建物		「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。
		構築物	庭園	
		機械装置	雑設備	
				「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。

に、

		備品		「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。
--	--	----	--	-----------------------

を

		備品		「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。
		リース資産		
				同上

に、

「(5) (投資及び 基金) 投資有価 証券			長期投資の目的をもつて所有する 有価証券をいう。
	株式	銘柄別に整理する。	
	社債	同上	
	公社債	電信電話債券、鉄道債券等特別の 法律により法人の発行する債券を 銘柄別に整理する。	
	国債	銘柄別に整理する。	
	地方債	同上	
	諸有価証券	有価証券（証券取引法（昭和23年 法律第25号）第2条の規定による 有価証券並びに新株式払込金領収 証及び新株式申込証拠金領収証を いう。以下同じ。）のうち上記の 各項に該当しないものを種類別及 び銘柄別又は相手先別に整理する。」	

を

「(5) (投資その 他の資産) 投資有価 証券			金融商品取引法（昭和23年法律第 25号）第2条の規定による有価証 券で投資の目的をもつて所有する もの
	株式	銘柄別に整理する。	
	社債	同上	
	国債	同上	
	地方債	同上	
	その他有価 証券	同上	

に、

「基金			
その他投資	(何)		上記以外の投資の性質を有するも のを整理する。

	(何)	
を		
「貸倒引当金 基金 その他投資 減価償却累 計額(貸方)」	(何) (何)	長期貸付金の回収不能による損失に備えて計上する引当金 上記以外の投資の性質を有するものを整理する。 投資その他の資産に係る減価償却累計額
に改め、資産 2 流動資産のうち、		
「預金」	預金	契約期間が 1 箇年をこえるものを除く。預け先別、口座別に整理する。
を		
「預金」	預金	貸借対照表日の翌日から起算して 1 年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
に、		
「(3)諸未収入金」		「未収入金」に整理されるもの以外の収益の未収分を整理する。
を		
「(3)貸倒引当金 (4)諸未収入金」		未収入金の回収不能による損失に備えて計上する引当金 「未収入金」に整理されるもの以外の収益の未収分を整理する。
に、		
「(4)有価証券」		一時的所有の目的で保有する有価証券を整理する。
を		
「(5)貸倒引当金」		諸未収入金の回収不能による損失に備えて計上する引当金

(6)有価証券			一時的所有の目的で保有する有価証券を整理する。
---------	--	--	-------------------------

に、

(5)貯蔵品			物品別又は種類別及び品質別に区分し、かつ、単価を付して整理する。
--------	--	--	----------------------------------

を

(7)受取手形			通常の業務活動において発生した手形債権を整理する。
(8)貸倒引当金			手形債権の回収不能による損失に備えて計上する引当金
(9)貯蔵品			物品別又は種類別及び品質別に区分し、かつ、単価を付して整理する。

に、

(6)短期貸付金			契約期間 1 年以下のものをいう。
----------	--	--	-------------------

を

(10)短期貸付金			契約期間 1 年以下のものをいう。
-----------	--	--	-------------------

に、

(7)前払費用			当初 1 年以内に費用となるものの前払額を整理する。
---------	--	--	----------------------------

を

(11)貸倒引当金			短期貸付金の回収不能による損失に備えて計上する引当金
(12)前払費用			当初1年以内に費用となるものの前払額を整理する。

に、

(8)前払金			物品等の購入に際して前払いした金額で前払費用に属さないものを整理する。
--------	--	--	-------------------------------------

を

(13)前払金			物品等の購入に際して前払いした金額で前払費用に属さないものを整理する。
---------	--	--	-------------------------------------

に、

(9)その他流動資産			流動資産のうち、上記の科目に該当しないものを内容別に分類して整理する。
------------	--	--	-------------------------------------

を

(14)未収収益			一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合における既に提供した役務に対していまだ支払を受けていない対価を整理する。
(15)貸倒引当金			未収収益の回収不能による損失に備えて計上する引当金
(16)その他流動資産			流動資産のうち、上記の科目に該当しないものを内容別に分類して整理する。

に改め、資産 3 繰延勘定を「3 繰延勘定 削除」に改め、負債 4 固定負債のうち、

(1)企業債			建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるため発行したものをいう。
(2)他会計借入金			建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるため他会計から借り入れたものをいう。
(3)引当金	漏水準備引当金 退職給与引当金 修繕準備引当金		

を

(1)企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債		建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
--------	------------------------------------	--	---

(2)他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
(3)リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
(4)引当金	濁水準備引当金 退職給付引当金 特別修繕引当金	

に、

(4)その他固定負債		
(5)その他固定負債		

に改め、負債 5 流動負債のうち、

(2)未払金		資本的支出及び支払い消費税の未払金をいう。
--------	--	-----------------------

を

(2)企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
(3)他会計借入金		

	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	1 年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	その他の長期借入金	1 年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
(4)リース債務		1 年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
(5)未払金		資本的支出及び支払い消費税の未払金をいう。

に、

「(3)未払費用		収益的支出の未払金をいう。
----------	--	---------------

を

「(6)未払費用		収益的支出の未払金をいう。
----------	--	---------------

に、

「(4)前受金		他から前受けした現金、手形、小切手及び有価証券を整理する。
---------	--	-------------------------------

を

「(7)前受金		他から前受けした現金、手形、小切手及び有価証券を整理する。
---------	--	-------------------------------

に、

「(5)預り金		
---------	--	--

を

「(8)前受収益		前受利息、前受賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
(9)引当金	退職給付引当金 賞与引当金 法定厚生費引当金	

(10)預り金		修繕引当金 特別修繕引当金 (何)引当金	
---------	--	----------------------------	--

に、

(6)その他流動負債			流動負債のうち、上記の科目に該当しないものを内容別に分類して整理する。
------------	--	--	-------------------------------------

を

(11)その他流動負債			流動負債のうち、上記の科目に該当しないものを内容別に分類して整理する。
-------------	--	--	-------------------------------------

に改め、資本 6 資本金のうち、

(1)自己資本金		固有資本金	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用時における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債及び基金（法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立てし、又は運用しようとするもの）の合計額を控除した額を整理する。
----------	--	-------	--

を

資本金		固有資本金	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の時における引継資本金の額
-----	--	-------	--------------------------------------

に、

		組入資本金	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第25条及び地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）第11条の規定による組入額を整理する。
--	--	-------	---

を

		組入資本金	剰余金から資本金に組み入れた額
--	--	-------	-----------------

に改め、

「 (2)借入資本 金	企業債	建設又は改良に要する資金にあて るため発行した企業債を整理す る。 節で借入先別に整理する。
	他会計借入 金	

を削り、資本 7 剰余金のうち、

「 寄付金 国庫補助 金		
-----------------------	--	--

を

「 寄附金 国庫補助 金 工事負担 金		
------------------------------------	--	--

に改め、収益 8 収益のうち、

	附帯事業収 益	(何)
--	------------	-----

を

	附帯事業収 益	(何)	補助金、負担金その他これらに類 するものにより取得し、又は改良 した固定資産の減価償却又は除却 を行う際に、当該固定資産の減価 償却費又は残存価額に相当する額 に当該固定資産の減価償却又は除 却を行う日の直前における当該固 定資産に係る長期前受金の額の割 合を乗じて得た額を償却した場合 における当該償却した額に相当す る額
	長期前受金 戻入		

		受贈財産評価額戻入		
		寄附金戻入		
		国庫補助金戻入		
		工事負担金戻入		
		その他長期前受金戻入		

に改め、費用 9 費用のうち、水力発電費の

「		給料手当振替額(貸方)		
---	--	-------------	--	--

を

「		給料手当振替額(貸方)		
		賞与引当金繰入額		

に、

「			健康診断費	定期健康診断費をいう。雇入れの際に行なう健康診断費は、一般管理費の「雑費」に整理する。
---	--	--	-------	---

を

「			健康診断費	定期健康診断費をいう。雇入れの際に行なう健康診断費は、一般管理費の「雑費」に整理する。
		法定厚生費引当金繰入額		

に、

「		雑給		臨時雇用者の給与、法定厚生費〔「職員災害補償基金負担金」を除き、「労災保険料」(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定によつて事業主が負担する保険料)及び「労災保障費」(労働基準法(昭和22年法律第49号)によつて事業主が保障すべきことが定められている災害について、労働者災害補償保険法による給付がない場合において事業主が補償するために要した
---	--	----	--	--

					金額)を含む。]及び一般厚生費を整理する。「法定厚生費」、「一般厚生費」、「建物修繕費」、「構築物修繕費」、「機械装置修繕費」、「雑修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。
を	「			雑給	臨時雇用者の給与、法定厚生費〔「職員災害補償基金負担金」を除き、「労災保険料」(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定によつて事業主が負担する保険料)及び「労災補償費」(労働基準法(昭和22年法律第49号)によつて事業主が保障すべきことが定められている災害について、労働者災害補償保険法による給付がない場合において事業主が補償するために要した金額)を含む。]及び一般厚生費を整理する。「法定厚生費」、「一般厚生費」、「建物修繕費」、「構築物修繕費」、「機械装置修繕費」、「雑修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。
に、	「			修繕準備引当	
を	「			修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	
に、	「			交付金	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。
を	「			交付金	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。

			負担金 その他引当 金繰入額		
--	--	--	----------------------	--	--

に改め、費用 9 費用のうち、送電費の

			消耗品費		「水力発電費」の同節及び細節に準 ずる。 以下同じ。
--	--	--	------	--	----------------------------------

を

			消耗品費		「水力発電費」の同節及び細節に準 ずる。以下同じ。
--	--	--	------	--	------------------------------

に、

			交付金		
--	--	--	-----	--	--

を

			交付金 負担金		
--	--	--	------------	--	--

に改め、費用 9 費用のうち、一般管理費の

			退職給与金 法定厚生費		退職給与金 退職給与引 当
--	--	--	--------------------	--	---------------------

を

			退職給付費 賞与引当金 繰入額 法定厚生費 法定厚生費 引当金繰入 額		退職給付費 退職給付引 当金繰入額
--	--	--	---	--	-------------------------

に、

「			雑修繕費		「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものをいう。
---	--	--	------	--	-----------------------------

を

「			雑修繕費		「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものをいう。
			修繕引当金 繰入額		
			特別修繕引 当金繰入額		

に、

「			交付金		
---	--	--	-----	--	--

を

「			交付金		
			負担金		
			貸倒引当金 繰入額		
			その他引当 金繰入額		

に改め、費用 9 費用のうち、

「	繰延勘定 償却			開発費償却	
			試験研究費 償却		
			退職給与金 償却		
			災害損失償 却		

を削り、

「	臨時損失				天災その他特別な理由による巨額の臨時損失を整理する。
---	------	--	--	--	----------------------------

を

「	減損損失				固定資産のうち事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものに係る当該生じた減損による
---	------	--	--	--	--

				損失又は認識すべき減損損失の額を整理する。
	災害による損失			災害による巨額の臨時損失を整理する。

に改め、負債 5 流動負債の表の次に次の 1 表を加える。

5 の 2 繰延収益

款	項	目	節	備考
(1)長期前受金		受贈財産評価額		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合における当該交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため他の会計から繰入れを行った場合における当該繰入金 の額
		寄附金		
		国庫補助金		
		工事負担金		
		その他長期前受金		
(2)長期前受金収益化累計額		受贈財産評価額		
		寄附金		
		国庫補助金		
		工事負担金		
		その他長期前受金		

別表第 1 勘定科目表水道事業又は工業用水道事業の項中、資産 1 固定資産のうち、

	(何)管理所		土地、建物、構築物、器具、備品及びその他の有形固定資産（耐用年数 1 年未満又は取得価格が 10 万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する
--	--------	--	--

					資産、たとえば遊休施設、未稼働設備を含む。)並びに無形固定資産を整理する。
を	「	(何)管理所			土地、建物、構築物、器具、備品及びその他の有形固定資産(耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもつて所有する資産、例えば遊休施設、未稼働設備を含む。)並びに無形固定資産を整理する。
に改め、	「		立木		
を削り、	「		修繕準備引当 水利使用料	鉄筋コンクリート造	
を	「			鉄筋コンクリート造 鉄骨造 れんが造 木造 簡易建物	
に、	「			諸機械装置	本目の他の節に該当しないものを整理する。
を	「		諸装置	諸機械装置 水力発電設備	本目の他の節に該当しないものを整理する。

			雑装置	
に、	「	無形固定資産		有償で取得したものに限り、水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、電話加入権等の種類別に目を設けて整理する。
を	「	リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		無形固定資産		有償で取得したものに限り、水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、電話加入権、リース資産等の種類別に目を設けて整理する。
に、	「	構築物	鉄骨造金造	事務所用建物、施設用建物及びその他建物に区分し、電気事業勘定科目表「建物」に準じて整理する。土地等に定着する土木施設又は工作物を用途別に整理する。
を	「	構築物	鉄骨造	土地等に定着する土木施設又は工作物を用途別に整理する。
に、	「	機械及び装置	電気設備 通信電灯 電力装置	機械及び装置等の設催を整理する。
を	「	機械及び装置	電気設備	機械及び装置等の設備を整理する。

			ポンプ設備 通信電灯電力装置	
--	--	--	-------------------	--

に、

		備品	器具及び備品	耐用年数1年以上であり、かつ、取得価格又は製作価格が、20万円以上のものをいう。
--	--	----	--------	--

を

	神通川浄水場太陽光発電所	備品	諸車 器具及び備品	耐用年数1年以上であり、かつ、取得価格又は製作価格が、10万円以上のものをいう。
		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		無形固定資産		有償で取得したものに限り、水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、電話加入権、リース資産等の種類別に目を設けて整理する。
		減価償却累計額(貸方)		
		土地		事務所用地、施設用地及びその他土地に区分し、電気事業勘定科目表「土地」に準じて整理する。
		建物		事務所用建物、施設用建物及びその他建物に区分し、電気事業勘定科目表「建物」に準じて整理する。
		構築物		土地等に定着する土木施設又は工作物を用途別に整理する。
		機械及び装置	(何)	機械及び装置等の設備を整理する。
			太陽電池	

			基礎架台 パワーコン ディショナ 変圧器盤 配電盤開閉 装置 遠方監視制 御装置 散水設備装 置 諸機械装置 (何) 諸車 器具及び備 品	耐用年数 1 年以上であり、かつ、 取得価格又は製作価格が、10 万円 以上のものをいう。
		備品		
		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		無形固定資産		有償で取得したものに限り、水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、電話加入権、リース資産等の種類別に目を設けて整理する。
		減価償却累計額(貸方)		

に、

「(5)(投資及び基金)投資有価証券				電気事業勘定科目表「投資及び基金」に準じて整理する。
--------------------	--	--	--	----------------------------

を

「(5)(投資その他の資産)投資有価証券				電気事業勘定科目表「投資その他の資産」に準じて整理する。
----------------------	--	--	--	------------------------------

に、

「		公社債 国債 地方債 諸有価証券	」
---	--	---------------------------	---

を

「		国債 地方債 その他有価証券	」
---	--	----------------------	---

に、

「		(何)長期貸付金	」
---	--	----------	---

を

「	貸倒引当金	(何)長期貸付金	」
---	-------	----------	---

に、

「	その他投資	(何)	」
---	-------	-----	---

を

「	その他投資 減価償却累計額(貸方)	(何)	」
---	----------------------	-----	---

に改め、資産 2 流動資産のうち、

「		受託工事収益	」
---	--	--------	---

を

「		受託工事収 益			」
		施設利用収 益			

に、

「	(3)諸未収入 金				」
---	--------------	--	--	--	---

を

「	(3)貸倒引当 金				」
	(4)諸未収入 金				

に、

「	(4)有価証券				」
---	---------	--	--	--	---

を

「	(5)貸倒引当 金				」
	(6)有価証券				

に、

「	(5)貯蔵品			物品又は種類別及び品質別に区分 し、かつ、単価を付して整理す る。	」
---	--------	--	--	---	---

を

「	(7)受取手形				」
	(8)貸倒引当 金				
	(9)貯蔵品			物品又は種類別及び品質別に区分 し、かつ、単価を付して整理す る。	

に、

「	(6)短期貸付 金				」
---	--------------	--	--	--	---

を

「	(2)他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		その他の企業債			
」	(3)リース債務	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			
		その他の長期借入金			
」	(4)引当金	退職給付引当金			
		特別修繕引当金			

に、

「	(4)その他固定負債				」
---	------------	--	--	--	---

を

「	(5)その他固定負債				」
---	------------	--	--	--	---

に改め、負債 5 流動負債のうち、

「	(2)未払金				」
---	--------	--	--	--	---

を

「	(2)企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			
		その他の企業債			

(3)他会計借入金		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		
(4)リース債務		その他の長期借入金		
(5)未払金				

に、

「(3)未払費用				
----------	--	--	--	--

を

「(6)未払費用				
----------	--	--	--	--

に、

「(4)前受金				
---------	--	--	--	--

を

「(7)前受金				
---------	--	--	--	--

に、

「(5)預り金				
---------	--	--	--	--

を

「(8)前受収益				
(9)引当金		退職給付引当金		
		賞与引当金		
		法定厚生費引当金		
		修繕引当金		
		特別修繕引当金		

(10)預り金		(何) 引当 金		
---------	--	-------------	--	--

に、

(6)その他流 動負債				
----------------	--	--	--	--

を

(11)その他流 動負債				
-----------------	--	--	--	--

に改め、資本 6 資本金のうち、

(1)自己資本 金				電気事業勘定科目表「資本金」に 準じて整理する。
--------------	--	--	--	-----------------------------

を

資本金				電気事業勘定科目表「資本金」に 準じて整理する。
-----	--	--	--	-----------------------------

に改め、

(2)借入資本 金		企業債 他会計借入 金		
--------------	--	-------------------	--	--

を削り、資本 7 剰余金のうち、「寄付金」を「寄附金」に改め、収益 8 収
益のうち、

		ゴルフ練習 場		
--	--	------------	--	--

を

	電力料	ゴルフ練習 場 神通川浄水 場太陽光発 電所		
--	-----	------------------------------------	--	--

に、

「	附帯事業収 益	(何)			

を

「	附帯事業収 益	(何)			
「	長期前受金 戻入				
	受贈財産評 価額戻入				
	寄附金戻入				
	国庫補助金 戻入				
	他会計補助 金戻入				
工事負担金 戻入					
その他長期 前受金戻入					

に改め、費用 9 費用のうち、原水及び浄水費の

「			法定厚生費			」
---	--	--	-------	--	--	---

を

「			賞与引当金 繰入額			」
			法定厚生費			
			法定厚生費 引当金繰入 額			

に、

「				修繕準備引 当		」
---	--	--	--	------------	--	---

を

「			修繕引当金 繰入額			」
---	--	--	--------------	--	--	---

			特別修繕引 当金繰入額		
--	--	--	----------------	--	--

に、

			交付金		
--	--	--	-----	--	--

を

			交付金 負担金 その他引当 金繰入額		
--	--	--	-----------------------------	--	--

に改め、費用 9 費用のうち、一般管理費の

		退職給 与金	退職給与金 退職給与引 当		
		法定厚 生費			

を

		退職給 付費	退職給付費 退職給付引 当金繰入額		
		賞与引 当金繰 入額			
		法定厚 生費			
		法定厚 生費引 当金繰 入額			

に、

			雑修繕費		
--	--	--	------	--	--

を

「		修繕引当金繰入額	雑修繕費		
		特別修繕引当金繰入額			
」					

に、

「		交付金			
」					

を

「		交付金			
		負担金			
		貸倒引当金繰入額			
		その他引当金繰入額			
」					

に、

「		諸税			
」					

を

「	附帯事業費用	諸税	(何)		
		ゴルフ練習場			
		神通川浄水場太陽光発電所			
」					

に改め、費用 9 費用のうち、

「	繰延勘定償却				
」					

			開発費償却		
			試験研究費償却		
			退職給与金償却		
			災害損失償却		

を削り、

	臨時損失				
--	------	--	--	--	--

を

	減損損失				
	災害による損失				

に改め、負債 5 流動負債の表の次に次の 1 表を加える。

5 の 2 繰延収益

款	項	目	節	備考
(1)長期前受金		受贈財産評価額		電気事業勘定科目表「繰延収益」に準じて整理する。
		寄附金		
		国庫補助金		
		他会計補助金		
		工事負担金		
		その他長期前受金		
(2)長期前受金収益化累計額		受贈財産評価額		
		寄附金		
		国庫補助金		
		他会計補助金		
		金		

		工事負担金 その他長期 前受金		
--	--	-----------------------	--	--

別表第 1 勘定科目表地域開発事業の項中、資産 1 固定資産のうち、

「		立木		」
---	--	----	--	---

を削り、

「		構築物	鉄筋コンク リート造 れんが造 木造	土地に定着する土木施設又は工作 物で建物に整理されるものを除 く。
---	--	-----	-----------------------------	---

を

「		構築物	鉄筋コンク リート造 鉄骨造 れんが造 木造 簡易建物 雑設備 その他構築 物	土地に定着する土木施設又は工作 物で建物に整理されるものを除 く。
---	--	-----	---	---

に、

「			諸車	」
---	--	--	----	---

を

「		リース資産	諸車	」
---	--	-------	----	---

に、

「	(5)(投資及び 基金) 投資有価 証券					」
---	-------------------------------	--	--	--	--	---

を

「	(5)(投資その 他の資産) 投資有価 証券					」
---	---------------------------------	--	--	--	--	---

に、

「		公社債 国債 地方債 諸有価証券				」
---	--	---------------------------	--	--	--	---

を

「		国債 地方債 その他有価 証券				」
---	--	--------------------------	--	--	--	---

に、

「		長期貸付金				」
---	--	-------	--	--	--	---

を

「	貸倒引当 金	長期貸付金				」
---	-----------	-------	--	--	--	---

に、

「	その他投 資	(何)				」
---	-----------	-----	--	--	--	---

を

「	その他投 資					」
---	-----------	--	--	--	--	---

減価償却 累計額(貸 方)		(何)			
に改め、資産 2 流動資産のうち、					
「(3)諸未収入 金					」
を					
「(3)貸倒引当 金					」
(4)諸未収入 金					
に、					
「(4)有価証券					」
を					
「(5)貸倒引当 金					」
(6)有価証券					
に、					
「(5)貯蔵品					」
を					
「(7)受取手形					」
(8)貸倒引当 金					
(9)貯蔵品					
に、					
「(6)短期貸付 金					」
を					
「(10)短期貸付 金					」

に、

「(7)前払費用					」
----------	--	--	--	--	---

を

「(11)貸倒引当 金					」
(12)前払費用					

に、

「(8)前払金					」
---------	--	--	--	--	---

を

「(13)前払金					」
----------	--	--	--	--	---

に、

「(9)その他流 動資産					」
-----------------	--	--	--	--	---

を

「(14)未収収益					」
(15)貸倒引当 金					
(16)その他流 動資産					

に改め、資産 3 繰延勘定を「3 繰延勘定 削除」に改め、負債 4 固定負債のうち、

「(2) 他会計 借入金					」
(3) 引当金		退職給与引 当金			
		修繕準備引 当金			

を

「		建設改良費 等の財源に 充てるため			」
---	--	-------------------------	--	--	---

(2) 他会計 借入金	の企業債 その他の企 業債		
(3) リース 債務	建設改良費 等の財源に 充てるため の長期借入 金		
(4) 引当金	その他の長 期借入金		
	退職給付引 当金		
	特別修繕引 当金		

に、

(4) その他 固定負債			
-----------------	--	--	--

を

(5) その他 固定負債			
-----------------	--	--	--

に改め、負債 5 流動負債のうち、

(2) 未払金			
---------	--	--	--

を

(2) 企業債	建設改良費 等の財源に 充てるため の企業債		
(3) 他会計 借入金	その他の企 業債		

		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		
		その他の長期借入金		
(4) リース債務				
(5) 未払金				

に、

(3) 未払費用		買入物品代		
----------	--	-------	--	--

を

(6) 未払費用		買入物品代		
----------	--	-------	--	--

に、

(4) 前受金				
---------	--	--	--	--

を

(7) 前受金				
---------	--	--	--	--

に、

(5) 預り金				
---------	--	--	--	--

を

(8) 前受収益				
(9) 引当金		退職給付引当金		
		賞与引当金		
		法定厚生費引当金		
		修繕引当金		

(10) 預り金		特別修繕引当金 (何) 引当金		
----------	--	--------------------	--	--

に、

(6) その他流動負債				
-------------	--	--	--	--

を

(11) その他流動負債				
--------------	--	--	--	--

に改め、資本 6 資本金のうち、

(1) 自己資本金				電気事業勘定科目表「資本金」に準じて整理する。
-----------	--	--	--	-------------------------

を

資本金				電気事業勘定科目表「資本金」に準じて整理する。
-----	--	--	--	-------------------------

に改め、

(2) 借入資本金		企業債 他会計借入金		
-----------	--	---------------	--	--

を削り、資本 7 剰余金のうち、「寄付金」を「寄附金」に改め、収益 8 収益のうち、

	附帯事業収益	(何)		
--	--------	-----	--	--

を

	附帯事業収益	(何)		
	長期前受金戻入			

			受贈財産評価額戻入		
			寄附金戻入		
			国庫補助金戻入		
			他会計補助金戻入		
			工事負担金戻入		
			その他長期前受金戻入		

に改め、費用 9 費用のうち、施設管理費の

				修繕準備引当	
--	--	--	--	--------	--

を

			修繕引当金繰入額		
			特別修繕引当金繰入額		

に、

			交付金		
--	--	--	-----	--	--

を

			交付金		
			負担金		
			その他引当金繰入額		

に改め、費用 9 費用のうち、一般管理費の

			退職給与金	退職給与金	
				退職給与引当	
			法定厚生費		

を

		退職給付費	退職給付費
			退職給付引当金繰入額
		賞与引当金繰入額	
		法定厚生費	
		法定厚生費引当金繰入額	

に、

			雑修繕費
--	--	--	------

を

			雑修繕費
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	

に、

		交付金	
--	--	-----	--

を

		交付金	
		負担金	
		貸倒引当金繰入額	
		その他引当金繰入額	

に改め、費用 9 費用のうち、

	繰延勘定償却		
		開発費償却	
		試験研究費償却	

			退職給与金償却		
			災害損失償却		
を削り、					
「	臨時損失				」
を					
「	減損損失				」
	災害による損失				

に改め、負債 5 流動負債の表の次に次の 1 表を加える。

5 の 2 繰延収益

款	項	目	節	備考
(1) 長期前受金		受贈財産評価額		電気事業勘定科目表「繰延収益」に準じて整理する。
		寄附金		
		国庫補助金		
		他会計補助金		
		工事負担金		
		その他長期前受金		
(2) 長期前受金収益化累計額		受贈財産評価額		
		寄附金		
		国庫補助金		
		他会計補助金		
		工事負担金		
		その他長期前受金		

別表第 3 資産単位物品表電気事業の項中、

「れんが造 金属造		「鉄筋コンクリート造」に準ずる。 同上
を		
「鉄骨造 れんが造		「鉄筋コンクリート造」に準ずる。 同上
に、		
「簡易建物		同上
を		
「簡易建物 雑設備		同上
に、		
「水そう	水そう	基礎を含む。
を		
「水槽	水槽	基礎を含む。
に、		
「	所内用変圧器 基礎	
を		
「 通信機械装置 搬送結合装置 搬送送受信装置 電源装置	所内用変圧器 基礎 ブロッキングコイル 結合コンデンサー 線路ろ波器 端局装置 整流器	

諸機械装置	蓄電池 通信線故障探知装置	
-------	------------------	--

に、

「 (送電設備)		
----------	--	--

を

空中線施設 空中線 (送電設備)	空中線	
------------------------	-----	--

に、

「 建物		「水力発電設備」の同項に準ずる。
------	--	------------------

を

「 建物 構築物 機械装置		「水力発電設備」の同項に準ずる。
---------------------	--	------------------

に改める。

別表第 3 資産単位物品表水道事業又は工業用水道事業の項中、

「 電気設備	高压受電設備	
--------	--------	--

を

「 電気設備 ポンプ設備	高压受電設備 ポンプ	
-----------------	---------------	--

に、

「 送球設備	オートティアップシステム	
--------	--------------	--

を

「 送球設備 太陽電池 基礎架台	オートティアップシステム 太陽光モジュール 基礎架台	
------------------------	----------------------------------	--

パワーコンディショナ	パワーコンディショナ	
変圧器盤	昇圧変圧器 所内変圧器	
配電盤開閉装置	遮断器 断路器 気中負荷開閉器 計器用変成器 機器用変圧器 変流器	
遠方監視制御装置	シーケンサ WEBカメラ レコーダ	
散水設備装置	散水制御盤 電磁流量計 電動弁 散水配管 散水ノズル	
諸機械装置	接続箱 集電箱 所内盤 分電盤	

に改める。

別表第 3 資産単位物品表地域開発事業の項中、

建物		電気事業資産単位物品表「水力発電設備」の同項に準ずる。
----	--	-----------------------------

を

建物 構築物 雑設備 その他構築物	緑化施設 看板	電気事業資産単位物品表「水力発電設備」の同項に準ずる。
----------------------------	------------	-----------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正後の富山県企業局会計規程の規定は、平成26年度の会計事務から適用し、平成25年度の会計事務については、なお従前の例による。

(企・経営管理課)